

西東京市選挙管理委員会告示第 42 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項によりにより読み替える同法第 48 条の 2 により準用される同法第 39 条の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

西東京市選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称 及び場所	所在地	当該期日前投票所を設ける期間 及び時間
西東京市役所田無庁舎 2 階会議室	西東京市 南町五丁目 6 番 13 号	令和 8 年 1 月 28 日から 同年 2 月 7 日まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで